

IV 毎月勤労統計調査地方調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって雇用、給与及び労働時間について、沖縄県における変動を毎月明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は日本標準産業分類に定める「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、国営及び公営の事業所のうち厚生労働大臣の指定する約480事業所(30人以上規模事業所約300事業所及び5～29人規模事業所180事業所)について調査を行っている。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、貯金等を差し引く前の総額のことである。

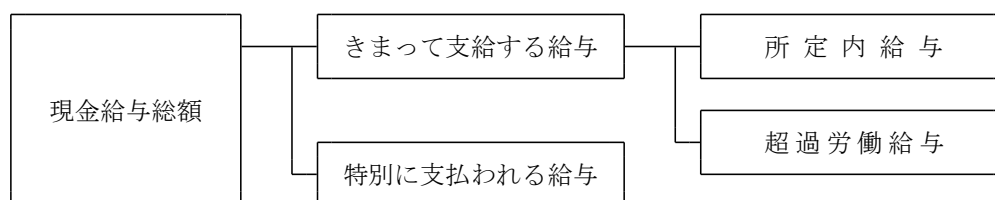
現金給与総額とは、**きまって支給する給与**と**特別に支払われた給与**の合計額である。

きまって支給する給与とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことで、**超過労働給与**を含む。

超過労働給与とは、所定の労働時間を越える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことである。

所定内給与とは、**きまって支給する給与**から**超過労働給与**を除いたものである。

特別に支払われた給与とは、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるものをいう。また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているが、その額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。



(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は、出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されるか否かにかかわらず除かれるが、手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

所定内労働時間数とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。

所定外労働時間数とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

総実労働時間数とは、**所定内労働時間数**と**所定外労働時間数**の合計である。

(4) 常用労働者

常用労働者とは、期間を定めず、または1カ月を超える期間を定めて雇われている労働者のことである。

なお、重役や理事などの役員でも、一定の職務に従事し、役員としての報酬以外に、一般の労働者と同じ給与が毎月支払われている者は常用労働者に含める。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者

一般労働者とは、常用労働者のうち**パートタイム労働者**以外の者である。

(5) 入職率、離職率

「**入職率**」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率比したものをいう。

「**離職率**」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率比したものをいう。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、規模30人以上事業所については、事業所からの報告（通信調査方式）、規模5～29人の事業所については、調査員による調査報告（実地他計調査方式）を基にして、本県の5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

(1) 推計比率の計算

産業、事業所規模ごとに、下記の計算式によるものとする。

$$\text{推計比率} = \frac{\text{前月分の本月末推計労働者数}}{\text{前月末調査の標本労働者数（男女の合計値）}} \\ \text{（母集団労働者数）}$$

(2) 年平均の推計方法

年平均の実数は、各年1～12月の数値を推定労働者数で加重平均したものである。

5 指数の算定

この調査は、各調査結果の時系列的利用の便を図るため、特定の年（以下、基準年という。）の平均を 100 とする指数を作成している。指数は 5 年ごとに改訂しており、現在は平成 27 年を基準年とし、平成 27 年 = 100 としている。

(1) 年平均の算定方法

年平均の指数は、各年 1～12 月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれの年平均をとった比率で算出したものである。

(2) 指数の改訂

指数は次の 2 つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

西暦年の 0 又は 5 の付く年を基準年とし、5 年ごとに新たな指数作成の年平均を 100 とした指数の改訂を行っている。

この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は改訂しない。

② 常用労働者数のベンチマーク更新（常用雇用指数のギャップ修正）

常用労働者数のベンチマークの数値については、民営・公営事業所を対象とする経済センサス基礎調査の結果が利用できるタイミングで更新している。このため、常用雇用指数について、前回のベンチマーク設定時点以降の期間における指数のギャップ修正を行っている。

なお、平成 30 年 1 月分調査の部分入れ替え方式導入以降は、「平成 27 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 28 年度上半期審議分）」（平成 28 年 10 月 7 日総務省統計委員会）において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきたギャップ修正を行わない。

※ 平成30年1月分調査における常用雇用指数改訂の考え方

平成30年1月分調査のギャップ修正は、これまで集計に用いている母集団労働者数を、「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく労働者数に変更したことから、常用雇用指数について補正を行った。

1 常用雇用指数のギャップ修正（就業形態計）

(1) ギャップ修正

平成30年1月分調査の補正においては、ベンチマークを「平成21年経済センサス-基礎調査」（平成21年7月1日現在）から「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成26年7月1日現在）に変更したことから、平成21年7月分以降についてギャップ修正を行った。

イ 修正期間

平成21年7月から平成29年12月までの102ヵ月間。

ロ ギャップ率の計算

$$G1 \text{ (ギャップ率)} = \frac{\text{平成26年経済センサス基礎調査による母集団労働者数}}{\text{毎勤の平成26年7月分の前調査期間末母集団労働者数}} \quad (\text{小数点以下第7位})$$

(注) 「母集団労働者数」については、3を参照。

ハ 指数の修正

まず、平成21年7月から平成26年6月までの指数を次の式に基づき修正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \times \left\{ 1 + (G1 - 1) \times \frac{n}{60} \right\} \quad (\text{小数点以下第1位})$$

I' : 修正後指数

I : 修正前指数

n : 平成21年7月から当該月までの月数（平成21年7月は n = 1、平成26年6月は n = 60）として、平成21年7月から n 番目の月の指数を修正する。

また、平成26年7月から平成29年12月までの指数を次の式に基づき修正する。

$$I' \text{ (修正後指数)} = I \times G1 \quad (\text{小数点以下第1位})$$

ニ 年平均の指数

年平均については、各月の指数をハの式に基づき改訂した後、当該期間で単純平均して算出する。

(2) 増減率の改訂

平成21年7月分から平成27年6月分までの前年同月増減率、平成21年平均から平成27年平均の前年増減率については、指数を(1)のとおり修正した後、再計算したものに改める。

(3) 指数の基準時更新

平成27年平均が100となるように、(1)で得た平成29年12月までの各指数を次式により再度修正する（一定数を乗じる修正）。(1)の修正期間よりも前の期間の指数も同じ一定数を乗じて修正する。この再修正後の指数から、年平均を再度得る。

$$I''' \text{ (再々補正後指数)} = I'' \text{ (再補正後指数)} \times \frac{1200 \text{ (注)}}{\text{平成27年各月の補正後指数の合計}} \quad (\text{小数点以下第1位まで})$$

注：補正指数の作成できない月がある場合、作成できた月の数×100

2 常用雇用指数のギャップ修正（就業形態別）

（※以下は一般労働者の例を示す。パートタイム労働者も同様。）

(1) ギャップ修正

1 (1)ハまでは就業形態計と同様の作業を行う。修正後指数のうち、平成24年1月から平成29年12月までの指数を、以下の手順でさらに再修正する。

まず、ギャップ率G2を次のように算出する。

$$G2 = \frac{\frac{\text{平成30年新1月分集計結果による前月末一般労働者数}}{\text{平成30年新1月分集計結果による前月末労働者数（就業形態計）}}}{\text{平成29年新12月分本月末労働者数（就業形態計）}}$$

これを用いて、再修正後指数（I''）を作成する。

$$I'' \text{（再修正後指数）} = I' \text{（修正後指数）} \times \left\{ 1 + (G2 - 1) \times \frac{n}{72} \right\}$$

I''：再修正後指数

I'：修正後指数

n：平成24年1月から平成29年当該月までの月数（平成24年1月はn=1、平成29年12月はn=72）として、平成24年1月からn番目の月の指数を修正する。

(2) 年平均等の指数、増減率の改訂及び指数の基準時の更新

就業形態計に準ずる。

3 集計に使用する母集団労働者数

平成30年1月集計に当たっては、平成26年経済センサス基礎調査結果による常用雇用者数をベンチマークとして設定することとしているので、平成30年1月分の集計においては次に述べる労働者数を使用する。

イ 補正比の算定

平成26年経済センサス基礎調査による産業、事業所規模母集団労働者数を用いて、単位集計区分ごとに、

$$\text{補正比} = \frac{\text{平成26年経済センサス基礎調査による常用雇用者数}}{\text{毎勤の平成26年7月分の前調査期間末常用労働者数}}$$

を算定する（小数点以下第6位までとする）。

ロ 母集団労働者数の算定

平成29年12月分の毎月勤労統計調査による男女計の本調査期間末常用労働者数に、イで算定した補正比を乗じたものを平成30年1月分に用いる母集団労働者数とする。